

topics

自転車はどこを走る？ 道路交通法が一部改正！

図Aのような路側帯のある道路において、自転車は「1」～「4」のうち、どこを走行するのが正しいでしょうか。

●道路右側の路側帯の通行禁止

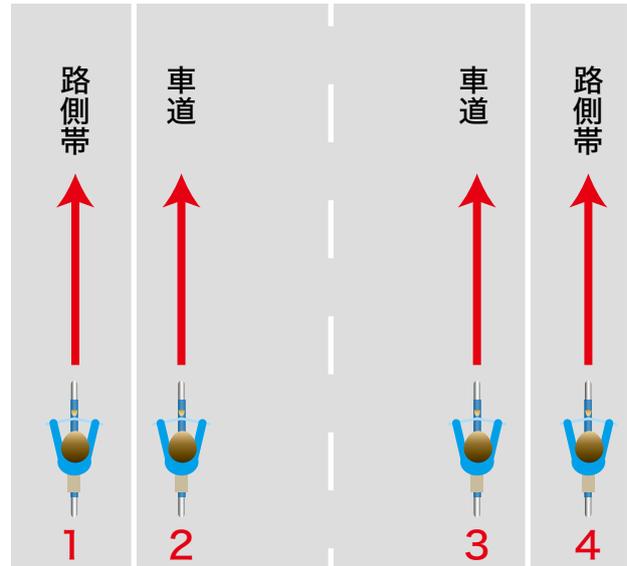
道路交通法が一部改正され、2013年12月1日から路側帯のある道路での自転車の通行方法が一部変更されました。

今回の改正により道路右側の路側帯通行が禁止され、自転車の左側通行が徹底されました。

道路交通法では自転車(軽車両)の路側帯通行に対し、「著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられ路側帯を通行することができる」と規定されています。このため、今回の改正で禁止となった道路の右側を除き、自転車は路側帯を通行することができます。しかし、車道と同じように走っても良いわけではなく、「歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない」と規定されています。すなわち、自転車で左側路側帯を通行する際は、すぐに止まれる速度(時速5～8km程度)で徐行しなければなりません。車道と同じ感覚で、徐行しないで走行した場合は「2万円以下の罰金又は料料」が科せられます。また、道路右側の路側帯を通行した場合は通行区分違反となり、「3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金」となります。

また、道路交通法では「車両は歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。」と規定されています。車両である自転車は車道走行が原則であり、道路左側であっても路側帯通行は例外です。このため、

図A 路側帯がある道路における自転車の走行方法



問題の正解は、「2」の道路左側の車道です。道路交通法が改正された時、多くのマスコミが自転車は「1」を走るようになったと誤った報道をしましたが、「1」はあくまでも例外的に「徐行」して通行できるだけであって、徐行せずに走行したら違反となります。

●右側通行の危険性

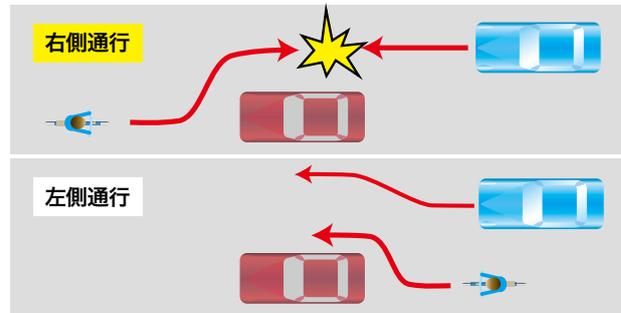
法律で自転車の左側通行が規定されていても、歩行者感覚で右側通行をしている人を見かけますが、右側通行は図B、図Cのように、左側通行と比べて事故にあう可能性が高くなります。「自転車は車道左側」を心がけましょう。

図B 出会い頭事故の危険



右側通行の場合、交差するクルマから自転車が認識できず、自転車も一時停止しても交差点に進入するクルマを確認することができない

図C 駐車車両を避ける際の危険



駐車車両を追い越す際、左側通行ではクルマが自転車の存在を認識しているが、右側通行ではクルマの陰から突然自転車が出ることとなり、衝突の危険性が高まる